平成２９年（フ）第４５２号
熊本市中央区神水１丁目21番８－104号　メゾン・ド・シェフリウ
債務者　山川　綾子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１０号
北海道旭川市東光19条６丁目４番７号
債務者　藤原　　彩（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７１号
北海道旭川市豊岡１条６丁目５番５号
債務者　吉田　孝幸
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７８号
北海道旭川市７条通５丁目2476番地の10　ポポラーレ緑道201号
債務者　小川　育美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８９９号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目10番12号、前住所大阪市住之江区御崎６丁目７番15号　サンハイツマルミ　501
債務者　濵田　律子（旧姓山下・井上）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０５４号
大阪府箕面市箕面１丁目６番30号
債務者　田中　　淳
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２８号
静岡県浜松市中区和合町284番地の７　コーポＦＦ　Ｂ
債務者　渥美　勝啓
1　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
愛知県蒲郡市拾石町縄手添16番地13
債務者　久保田明子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３８３号
岡山県備前市蕃山1074番地
債務者　浦上　敏行
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７９号
岡山市北区中仙道１丁目３番11号307
債務者　古屋多紀枝
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第１８４号
岡山県赤磐市岩田269番地　レオネクストソレイユＡ103、開始決定時の住所岡山県総社市門田1326番地　アンダンテ総社202号
破産者　寺澤裕次郎
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　当裁判所が平成29年10月５日午後３時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「岡山県総社市門田1326番地　アンダンテ総社202号」とあるのを、「岡山県赤磐市岩田269番地　レオネクストソレイユＡ103、開始決定時の住所岡山県総社市門田1326番地　アンダンテ総社202号」と更正する。
岡山地方裁判所倉敷支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１１１７号
さいたま市岩槻区黒谷1840番地の３
破産者　シンセイ・ロジスティクス株式会社
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄532番地の１
破産者　北産業株式会社
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０８２号
さいたま市見沼区大字小深作355番地13
破産者　美装技建株式会社
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
名古屋市緑区大清水２丁目215番地
破産者　有限会社東海サービス
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７５６号
名古屋市北区柳原２丁目12番11号
破産者　有限会社ジャンプ
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部